

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。

- 1 財産目録のうち表外の2行
- 2 収支計算書のうち表紙及び1枚目の表外の3行

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成21年4月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宗教法人〇〇〇に関する法25条第4項の規定による事務所備え付書類の写しの提出書類（平成19年度（直近））の役員名簿財産目録、収支計算書、貸借対照表、議事に関する書類、事務処理簿、境内建物に関する書類、事業に関する書類、規則、認証書、等、上記に関する一切の関係書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年4月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を別紙1のとおり特定した上で、別紙1の開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、別紙1の開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年6月22日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、実施機関は、異議申立書に不備があったことから、平成21年7月3日、異議申立人に対して補正命令を行ったところ、平成21年9月14日、異議申立人から補正された異議申立書が提出された。

4 諮 問

平成21年9月28日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

貴庁に対し宗教法人〇〇〇が宗教法人法に基づき認証等に係わる関係書類を提出した書類の一部を公開しなかった事に対し異議を申立てる。

2 異議申立ての理由

開示される文書が到着した後、理由書を改めて提出致します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

宗教法人を設立しようとする者は、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第12条の規定により、規則を作成し、法第13条の規定に定める書類を所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならないとされている。また、法第14条第4項の規定により、所轄庁は、法第13条の規定による認証の申請を受理した場合において認証する旨の決定をしたときは、当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付しなければならないとされている。

宗教法人が、規則を変更しようとするときは、法第26条の規定により、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、法第27条の規定に定める書類を所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならないとされている。また、法第28条の規定により、所轄庁は、法第27条の規定による認証の申請を受理した場合において認証する旨の決定をしたときは、当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類を交付しなければならないとされている。

また、宗教法人の事務所には、法第25条第2項の規定により、常に次の書類及び帳簿（以下「事務所備付け書類」という。）を備えなければならないとされている。

ア 規則及び認証書

イ 役員名簿

ウ 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

エ 境内建物(財産目録に記載されているものを除く。)に関する書類
オ 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿
カ 第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類
さらに、宗教法人は、同条第4項の規定に基づき、上記イからエまで及びカの書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとされている。

2 不開示の理由について

(1) 本件行政文書の性格について

宗教法人から法第25条第4項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、同条第5項の規定により、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないとされている。

また、法第87条の2の規定により、都道府県が処理することとされている事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされており、当該事務について、文部科学省では、法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について(通知)」(平成16年2月19日付け15庁文第340号。以下「処理基準」という。)を定めている。

処理基準では、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては、「当該書類が宗教法人の内部情報であり、法第25条第3項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第5項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

平成20年7月29日、法第25条第4項の規定により実施機関に提出された事務所備付け書類の写しのうち、代表役員名簿及び責任役員名簿中のふりがな及び生年月日並びに代表役員を除く責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日並びに財産目録及び収支計算書は、いずれも公知の事項ではないことから、処理基準に従い、不開示としたものである。

したがって、条例第7条第1号に該当すると考える。

(3) 条例第7条第2号該当性について

平成20年7月29日、法第25条第4項の規定により実施機関に提出された事務所備付け書類の写しのうち代表役員名簿及び責任役員名簿中のふりがな及び生年月日並びに代表役員を除く責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日につ

いては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。
したがって、条例第7条第2号に該当すると考える。

(4) 条例第7条第3号該当性について

平成20年7月29日、法第25条第4項の規定により実施機関に提出された事務所備付け書類の写しのうち、財産目録及び収支計算書は、資産の増減、預貯金等の宗教法人〇〇〇の財産に係る情報であり、当該情報を公にすると、当該宗教法人の自立的な活動や運営に支障が生じ、信教の自由が害されるおそれがある。

したがって、条例第7条第3号アに該当すると考える。

(5) 行政文書の不存在について

ア 貸借対照表及び境内建物に関する書類について

貸借対照表は、法第25条第2項第3号に規定する「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」のことであり、宗教法人が作成した場合には、宗教法人の事務所に備えることとされており、備えられた当該文書についてはその写しを実施機関に提出しなければならないとされている。実施機関において、当該文書が提出されているか確認したが、提出されていなかったため、当該文書は存在しない。

境内建物に関する書類は、同項第4号に規定する「境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類」のことであり、宗教法人の事務所に備えることとされており、備えられた当該文書についてはその写しを実施機関に提出しなければならないとされている。実施機関において、当該文書が提出されているか確認したが、提出されていなかったため、当該文書は存在しない。

イ 事業に関する書類について

事業に関する書類は、法第25条第2項第6号に規定する「第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類」のことであり、宗教法人の事務所に備えることとされており、備えられた当該文書についてはその写しを実施機関に提出しなければならないとされている。実施機関において、当該文書が提出されているか確認したが、提出されていなかったため、当該文書は存在しない。

ウ 議事に関する書類について

議事に関する書類は、法第25条第2項第5号に規定する「責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類」のことであり、宗教法人の事務所に備えることとされているが、実施機関に提出する必要はない。しかし、当該書類は、法第13条に基づく規則の認証の申請や法第27条に基づく規則の変更の認証の申請の際に添付することとされている。

実施機関において、当該文書が提出されているか確認したところ、昭和42年

及び昭和44年に申請された宗教法人規則変更認証申請書に添付された議事録が存在したため、異議申立人に対し、平成21年4月24日付け総務第64号公文書任意開示回答書（以下「任意開示回答書」という。）により一部の開示をしているが、当該議事録以外に議事に関する書類は存在しない。

エ 事務処理簿について

事務処理簿は、法第25条第2項第5号に規定する「事務処理簿」のことであり、宗教法人が作成した場合には、宗教法人の事務所に備えることとされているが、備えられた当該文書についてその写しを実施機関に提出することとされていないので当該文書は存在しない。

オ 規則について

規則は、法第13条の規定により、宗教法人を設立しようとする者は、規則を実施機関に提出することとされている。また、法第27条の規定により、宗教法人は、規則を変更しようとするときは、変更しようとする事項を示す書類を実施機関に提出することとされている。

実施機関において、当該文書が提出されているか確認したところ、昭和27年に申請された宗教法人規則認証申請書に添付された規則並びに昭和42年及び昭和44年に申請された宗教法人規則変更認証申請書に添付された規則変更事項が存在したため、異議申立人に対し、任意開示回答書により一部の開示をしているが、当該規則及び規則変更事項以外に文書は存在しない。

カ 認証書について

認証書は、法第14条の規定により規則を認証する旨の決定をしたとき及び法第28条の規定により規則の変更の認証をする旨の決定をしたときに、実施機関から申請者に対し認証書を交付することとされている。

実施機関において、当該文書が存在するかどうか確認したところ、昭和27年に申請された宗教法人規則認証申請書並びに昭和42年及び昭和44年に申請された宗教法人規則変更認証申請書が存在したため、異議申立人に対し、任意開示回答書により一部の開示をしているが、当該申請書以外に文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民

本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、法第25条第4項の規定により、所轄庁である実施機関に提出された事務所備付け書類の写しである。

同条第3項の規定によると、事務所備付け書類に対する閲覧請求権者は「信者その他の利害関係人」であり、さらに、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとされている。

同条第5項では、所轄庁は、同条第4項の規定により宗教法人から提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定している。

また、処理基準においては、「事務の処理に当たっては、この基準によることとともに、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意の上、遺漏のないようにお願いします。」とされ、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては「登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

以上のことから、宗教法人については、社会的責任の大きさや公共的性格は認められるものの、本件行政文書の開示に当たっては、法及び処理基準の趣旨を考慮し、開示による信教の自由を害するおそれの有無について慎重に判断し行うべきであると解される。

3 代表役員名簿及び責任役員名簿について

実施機関は、代表役員名簿及び責任役員名簿中のふりがな及び生年月日並びに代表役員を除く責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日については、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

代表役員名簿及び責任役員名簿中のふりがな及び生年月日並びに代表役員を除く責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

代表役員名簿及び責任役員名簿中のふりがな及び生年月日並びに代表役員を除く責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日は、これを法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえ、公務員等の職務遂行に関する情報でもないことから、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない情報である。

したがって、代表役員名簿及び責任役員名簿中のふりがな及び生年月日並びに代表役員を除く責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

4 財産目録及び収支計算書について

実施機関は、財産目録及び収支計算書は、資産の増減、預貯金等の〇〇〇の財産に係る情報であり、当該情報を公にすると、当該宗教法人の自立的な活動や運営に支障が生じ、信教の自由が害されるおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので、以下検討する。

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であつて、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不

開示情報とする旨規定している。

財産目録は一定の時点における法人の財産状況を、収支計算書は1年間の法人の宗教活動等の状況を明らかにするものであって、財産目録及び収支計算書の情報は財産状況や活動状況という法人の内部情報を表すものである。

事務所備付け書類の閲覧については、法第25条第3項の規定により、宗教法人に対して閲覧の請求ができる者は「信者その他の利害関係人」であって「閲覧することについて正当な利益」がある者だけであり、かつ、「その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者」に限定されている。所轄庁である実施機関は、同条第4項の規定により宗教法人から提出を受けた書類を取り扱う場合においては、同条第5項の規定により、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」ととされている。また、都道府県の情報公開条例等に基づき開示請求があった場合の取扱いに関し、地方自治法第245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務の処理基準が定められており、これによると、「当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること」とされている。

以上のことから、宗教法人の財産目録及び収支計算書の情報を開示すると、当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれが生ずることは否定できず、当該情報は、公にすることにより、当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ただし、財産目録のうち表外の2行並びに収支計算書のうち表紙及び1枚目の表外の3行については、当該宗教法人が作成した財産目録又は収支計算書であることを明らかにする趣旨の記載であり、それ以外の内容を示すものではないことから、これを開示しても当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、財産目録のうち表外の2行並びに収支計算書のうち表紙及び1枚目の表外の3行に記載されている情報は不開示情報に該当しないが、これ以外の財産目録及び収支計算書の情報は条例第7条第3号アに該当すると認められる。

また、実施機関は、処理基準に基づき、宗教法人の財産目録及び収支計算書の情報は条例第7条第1号に該当すると説明しているが、財産目録及び収支計算書の写しは、法第25条第4項の規定により、宗教法人が所轄庁である実施機関に提出しなければならないこととされており、財産目録及び収支計算書が存在することは既に公に知られているものと認められるので、当該宗教法人が作成した財産目録又は収支計算書であることのみを示す記載の部分を開示したとしても、「登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること」とする処理基準に反するものではない。

5 行政文書の不存在について

実施機関は、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類、議事に関する

る書類、事務処理簿、規則及び認証書は作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

(1) 貸借対照表及び境内建物に関する書類について

貸借対照表は、それを宗教法人が作成している場合は、法第25条第2項第3号の規定により宗教法人の事務所に備え、同条第4項の規定によりその写しを所轄庁に提出しなければならない書類である。

また、境内建物に関する書類は、それを宗教法人が作成している場合は、同条第2項第4号の規定により宗教法人の事務所に備え、同条第4項の規定によりその写しを所轄庁に提出しなければならない書類である。

実施機関に確認したところ、〇〇〇は、貸借対照表を作成しておらず、境内建物に関する書類についても、財産目録に記載されていない境内建物がないため作成をしていないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 事業に関する書類について

事業に関する書類は、宗教法人が公益事業その他の事業を行う場合は、法第25条第2項第6号の規定により宗教法人の事務所に備え、同条第4項の規定によりその写しを所轄庁に提出しなければならない書類である。

実施機関に確認したところ、本件決定後、〇〇〇は、〇〇〇駐車場及び〇〇〇保育園に係る事業に関する書類を提出しているとのことである。当審査会で〇〇〇から提出された当該事業に関する書類を見分したところ、当該事業に関する書類が実施機関に提出されたのは、本件決定の後であることを確認した。

したがって、本件決定時点において当該行政文書が存在しなかったとする実施機関の説明は、結論において是認できると判断する。

なお、宗教法人が法に基づき所轄庁に対して提出する義務のある書類が提出期限に提出されていないときは、所轄庁である実施機関は、速やかに当該宗教法人から提出を受けるよう努めるべきである。

(3) 議事に関する書類について

議事に関する書類は、法第25条第2項第5号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、宗教法人がその写しを所轄庁に提出する義務はない。

実施機関の説明によると、議事に関する書類は法第13条に基づく規則の認証の申請や法第27条に基づく規則の変更の認証の申請の際に添付されており、昭和42年及び昭和44年に申請された宗教法人規則変更認証申請書に添付された議事録が存在したため、異議申立人に対し、任意開示回答書により当該議事録の一部の開

示をしているが、当該議事録以外に議事に関する書類は存在しないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(4) 事務処理簿について

事務処理簿は、法第25条第2項第5号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、その写しを所轄庁に提出する義務はない。

実施機関の説明によると、事務処理簿は所轄庁に提出されていないので、当該文書は存在しないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(5) 規則について

規則は、法第25条第2項第1号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、その写しを所轄庁に提出する義務はない。

しかし、宗教法人を設立しようとするときは、法第13条の規定により、規則を所轄庁に提出しなければならないが、また、宗教法人が、規則を変更しようとするときは、法第27条の規定により、変更しようとする事項を示す書類を所轄庁に提出することとされている。

実施機関の説明によると、昭和27年に申請された宗教法人規則認証申請書に添付された規則並びに昭和42年及び昭和44年に申請された宗教法人規則変更認証申請書に添付された規則変更事項が存在したので、異議申立人に対し、任意開示回答書により当該規則及び規則変更事項の一部の開示をしているが、当該規則及び規則変更事項以外に規則は存在しないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(6) 認証書について

認証書は、法第25条第2項第1号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、その写しを所轄庁に提出する義務はない。

しかし、認証書は、法第14条の規定により規則を認証する旨の決定をしたとき及び法第28条の規定により規則の変更の認証をする旨の決定をしたときに、所轄庁から申請者に対し交付することとされている。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

なお、実施機関の説明によると、昭和27年に申請された宗教法人規則認証申請書並びに昭和42年及び昭和44年に申請された宗教法人規則変更認証申請書が存在したので、異議申立人に対し、任意開示回答書によりこれらの申請書の一部の開

示をしているが、当該申請書以外に文書は存在しないとのことである。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙2のとおりである。

〇〇〇に係る行政文書、その開示しない部分及び開示しない理由

| 特定した行政文書 行政文書の名称 | 開示しない部分 | 開示しない理由 | |
|---|---|----------------------|---|
| | | 根拠 (条例) | 理 由 |
| 表紙 | | | |
| 代表役員名簿及び責任役員名簿 (平成20年7月29日に提出されたもの) | ふりがな及び生年月日並びに代表役員を除く責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日 | 第7条第1号 第7条第2号 | 実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報であるため 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため |
| 財産目録及び収支計算書 (平成20年7月29日に提出されたもの) | すべて | 第7条第1号 第7条第3号 | 実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報であるため 当該宗教法人に関する情報であって、公にすることにより、当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるため |
| 貸借対照表 議事に関する書類 事務処理簿 境内建物に関する書類 事業に関する書類 規則 認証書 | すべて | | 当該文書の作成又は取得をしていないため |

審査会の審査経過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 平成21年 9月28日 | ・ 実施機関から諮問を受けた。 |
| 平成21年10月28日 | ・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。 |
| 平成21年12月17日 (第137回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。 |
| 平成22年 1月28日 (第138回審査会) | ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成22年 2月24日 (第139回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成22年 3月10日 (第140回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成22年 4月 8日 (第141回審査会) | ・ 答申案のとりまとめを行った。 |
| 平成22年 4月28日 | ・ 実施機関に対して答申を行った。 |

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|---------------------|-------------------|------|
| いしぐる よしひこ 石黒 良彦 | 弁護士 | |
| おんだ まさこ 音田 昌子 | 元読売新聞大阪本社編集委員 | |
| ちはら みえこ 千原美重子 | 奈良大学教授（臨床心理学） | |
| みなみがわ あきひろ 南川 諦弘 | 大阪学院大学教授（行政法）、弁護士 | 会 長 |
| わたなべ まさる 渡辺 賢 | 大阪市立大学教授（憲法） | 会長代理 |